

札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る
事業者募集要項

2024年（令和6年）2月

札幌市

目次

1. 事業者募集の概要	1
1.1 背景及び募集の趣旨	
1.2 本書の位置付け	
1.3 主催者及び事務局	
(1) 主催者	
(2) 事務局	
1.4 募集内容	
1.5 事業者募集のスケジュール	
2. 事業対象地・施設の概要	3
2.1 事業対象地	
2.2 事業対象施設	
(1) ロッジ	
(2) リフト	
3. 札幌市における札幌藻岩山スキー場の運営コンセプト	6
4. 札幌藻岩山スキー場の土地・施設に係る条件	6
4.1 ゲレンデ等のスキー場事業用地	
4.2 ロッジ	
(1) ロッジのリニューアルに係る条件	
(2) 北斜面ロッジ建て替えによる建築条件	
4.3 リフト	
(1) リフトのリニューアルに係る条件	
4.4 補助制度	
5. 札幌藻岩山スキー場の運営に係る条件	7
6. 企画提案を求める事項	7
7. 事業者の募集に関する事項	8
7.1 募集方式	
7.2 募集要項の配布	
7.3 募集要項に関する質問及び回答	
(1) 質問受付期間	
(2) 質問受付方法	
(3) 回答の公表	
7.4 応募者の資格	
(1) 応募者の構成	

(2) 応募者の資格要件

7. 5 応募予定者登録手続き

(1) 登録方法

(2) 登録受付期間

(3) 登録申請書類

(4) 応募予定者登録書類の受理

(5) 応募資格審査

(6) 事業評価資料の交付

(7) 応募予定者登録の変更

(8) 応募予定者登録後の辞退

(9) 登録者名の扱い

(10) 費用の負担

7. 6 応募提案資料の申込

(1) 申込方法

(2) 申込期間

(3) 応募提案資料

(4) 応募資料（登録申請書類・応募提案資料）に関する留意事項

(5) 応募にあたっての留意事項

8. 事業者の選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

8. 1 選定委員会の設置

8. 2 優先交渉権者等の決定等

8. 3 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

8. 4 応募資格の喪失

8. 5 審査方針及び審査項目

(1) 審査方針

(2) 審査項目及び審査の観点

(3) 審査方法

8. 6 選定結果の通知

8. 7 選定結果の公表

9. 事業者の決定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

9. 1 事業者決定の流れ

(1) 覚書の締結

(2) 基本協定の締結

9. 2 事業予定者との協議が整わない場合の措置

(1) 協議が不調の場合

(2) 事業予定者が自ら辞退した場合

(3) 次点提案者との協議

9.3 協議に係る留意点

9.4 届出義務

【様式集・資料集】(附属図書)

■ 様式集

様式1	事業者募集に関する質問書
様式2-1	応募予定者登録申込書(単独用)
様式2-2	応募予定者登録申込書(共同事業者用)
様式2-3	応募予定者登録構成員変更届出書
様式3	法人概要・事業経歴書
様式4	納税義務に関する申立書
様式5	誓約書
様式6	応募申込書
様式7	構成員一覧表
様式8	応募取下届

■ 資料集

資料1	札幌藻岩山スキー場新運営体制移行(案)
資料2	事業予定者決定に関する覚書(案)

1. 事業者募集の概要

1.1 背景及び募集の趣旨

札幌藻岩山スキー場は、1960年（昭和35年）に営業を開始した、北海道内で屈指の歴史を誇るスキー場で、市民スキー場として親しまれている。市内スキー場の中では比較的小規模なスキー場ではあるが、ファミリーから上級者までが楽しめる変化に富んだ10コースがあり、澄んだ空気の中、札幌市内の夜景を見ながら滑るナイトスキーも人気である。また、現在はスキー専用であることから、スキー初心者にとって安心してスキーを楽しめる環境となっており、札幌市内の小中学生のスキー学習の場としても利用されている。

一方で、リフト利用延べ人数は1990年度（平成2年度）の約287万人をピークに減少傾向にあり、リフトやロッジ等の施設・設備の老朽化が進んでいる。また、現在、藻岩山スキー場は複数の事業者により運営がされており、経営資源が分散されているため事業者間の補完性が弱く、持続可能な運営体制への移行が必要な状況となっている。

これらの状況を踏まえ、札幌市では、藻岩山スキー場運営に意欲のある事業者による新運営体制を構築し、新たなニーズに対応したリフトやロッジ等の施設・設備のリニューアル、グリーンシーズンの活用、藻岩山展望台との連携に向けた検討など、ソフトとハード両面から藻岩山スキー場の魅力アップを図りたいと考えている。

そのため、現状のそれぞれ独立した運営体制を見直し、現在リフトやゲレンデを管理している㈱りんゆう観光と一体運営を行う新規事業者を募るため、広く民間事業者（以下、「事業者」という。）から企画提案を求め、事業者を選定することとした。

1.2 本書の位置付け

この募集要項は、札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る事業者募集を行うにあたり、札幌市が事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

募集要項の附属図書として、様式集・資料集を設ける。

1.3 主催者及び事務局

(1) 主催者

本事業者募集の主催者は札幌市である。

(2) 事務局

名称：札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る事業者募集事務局

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル9階

担当課：札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課（企画担当）

電話：011-211-3044（直通）

FAX：011-211-3046

E-mail：sports-kikaku@city.sapporo.jp

1.4 募集内容

事業対象地及び事業対象施設におけるスキー場運営に係る企画提案（施設リニューアルの考え方、集客に向けた取り組み、資金計画等）を募集する。

1.5 事業者募集のスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・ 募集要項の公表 | 2024年（令和6年）2月22日（木） |
| ・ 応募予定者登録の受付開始 | 2024年（令和6年）2月22日（木） |
| ・ 募集要項への質問受付開始 | 2024年（令和6年）2月22日（木） |
| ・ 募集要項への質問受付期限 | 2024年（令和6年）2月29日（木） |
| ・ 募集要項への質問の回答公表 | 2024年（令和6年）3月6日（水）（予定） |
| ・ 応募予定者登録の受付期限 | 2024年（令和6年）3月19日（火） |
| ・ 応募提案資料受付期限 | 2024年（令和6年）5月10日（金） |
| ・ 一次審査 | 2024年（令和6年）5月中旬 |
| ・ 二次審査 | 2024年（令和6年）5月下旬 |
| ・ 審査結果の通知 | 2024年（令和6年）5月下旬 |

2. 事業対象地・施設の概要

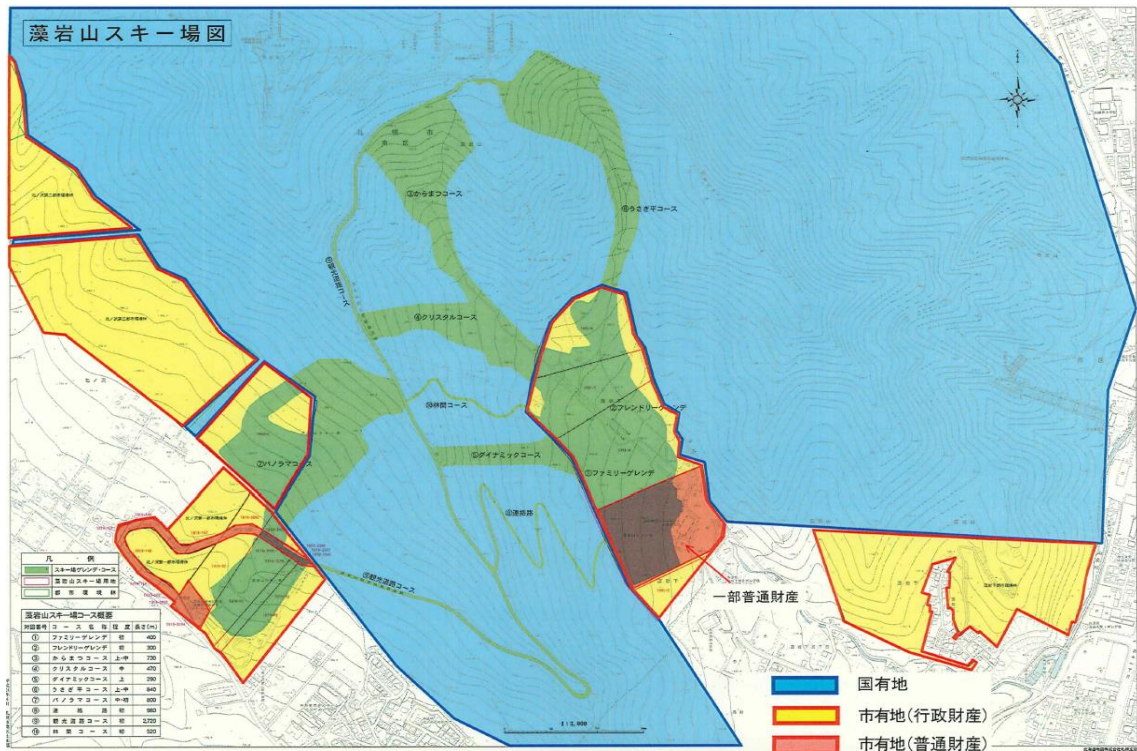
2.1 事業対象地

対象地は、札幌藻岩山スキー場（総面積 171.63ha）。土地は、国と札幌市が所有する公有財産となっている。

● 藻岩山の全体像



● 藻岩山スキー場図



●市有地の概要

項目	内容
敷地地番	【北斜面】札幌市南区藻岩下 1991 番地-1～6 【南斜面】札幌市南区北ノ沢 1819 番地-49～3096, 1954 番地
敷地面積	【北斜面】 19.9ha 【南斜面】 12.5ha
区域	都市計画区域内市街化調整区域
用途地域	指定なし
地区指定	宅地造成工事規制区域/景観計画区域/風致地区（藻岩山風致地区）/第一種/緑保全創出地域（里山地域）
防火指定	無指定 法 22 条区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
日影規制	なし

2.2 事業対象施設

(1) ロッジ

●施設概要

	北斜面ロッジ	南斜面ロッジ
建築年	昭和 50 年（1975 年）新築 昭和 54 年（1979 年）増築	昭和 62 年（1987 年）新築 平成 8 年（1996 年）全部改築
築年数	築 48 年	築 27 年
構造規模	鉄骨、RC 造（地下） 地下 1 階、地上 2 階	プレハブ造 地上 1 階
主要用途	飲食店	休憩施設
延床面積	1,806.65 m ²	194.4 m ²
最高高さ	9.4m	4.5m

●北斜面ロッジ



●南斜面ロッジ

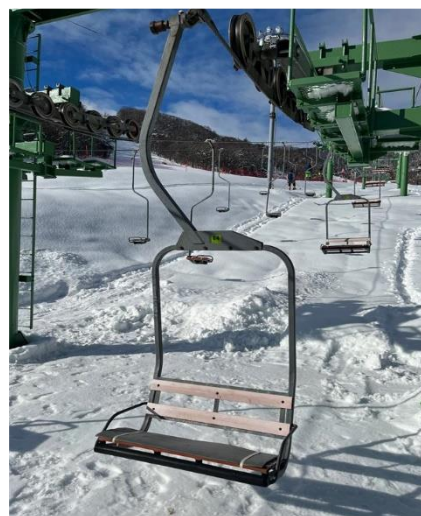


(2) リフト

●リフトレイアウト



↓第1リフト



●施設概要

	第1リフトA線	第1ヘアリフトB線	第2トリプルリフト	第3ヘアリフト	第4トリプルリフト
形式	単線固定式 循環式特殊索道	単線固定式 循環式特殊索道	単線固定式 循環式特殊索道	単線固定式 循環式特殊索道	単線固定式 循環式特殊索道
態様	冬季のみ使用	冬季のみ使用	冬季のみ使用	冬季のみ使用	冬季のみ使用
建設年	昭和54年 (1979年)	昭和54年 (1979年)	昭和62年 (1987年)	昭和58年 (1983年)	昭和61年 (1986年)
水平長	371.81m	371.81m	654.08m	366.00m	601.00m
傾斜長	378.42m	378.42m	690.95m	390.05m	626.92m
高低差	66.62m	66.62m	207.80m	129.50m	167.00m
運転速度	1.28m/秒	1.30m/秒	1.80m/秒	1.80m/秒	1.80m/秒
発射間隔	6.0秒	6.0秒	7.0秒	6.0秒	7.0秒
搬器定員	1人	2人	3人	2人	3人
毎時輸送力	600人	1,200人	1,542人	1,200人	1,542人
取得価格	68百万円	75百万円	176百万円	108百万円	174百万円
帳簿価格	7百万円	8百万円	22百万円	18百万円	22百万円

出所) 株式会社りんゆう観光

3. 札幌市における札幌藻岩山スキー場の運営コンセプト

札幌藻岩山スキー場の運営にあたり、下記運営コンセプトを遵守すること。

(1) 市民スキー場

- ・市民から親しまれ、初心者から上級者までどんな人でも楽しめるスキー場
- ・市内小中学生のスキー学習の拠点

(2) 観光拠点

- ・市内の夜景を眺めて滑る、贅沢なナイトースキー体験
- ・グリーンシーズンの活用を含めた藻岩山の通年利用の検討
- ・藻岩山展望台と合わせた、観光とスキーの一体的な提供の検討（※）

※具体的な検討については藻岩山展望台を運営する株式会社札幌振興公社との協議が必要です。

4. 札幌藻岩山スキー場の土地・施設に係る条件

4.1 ゲレンデ等のスキー場事業用地

「2.1 事業対象地」藻岩山スキー場図で示すとおり藻岩山スキー場に係る土地は国と札幌市が所有している。今後も土地は売却せず、貸付を前提とする。

4.2 ロッジ

(1) ロッジのリニューアルに係る条件

ア 北斜面ロッジ及び南斜面ロッジについては、事業者がリニューアルを行い、リニューアル後は事業者が所有すること。

イ 特に北斜面ロッジについては早急なリニューアル計画を検討すること。

ウ ロッジのリニューアル方法については「原則建て替え」とする。なお、撤去費については札幌市がこれを負担する。

※ やむを得ず建て替え以外の手法でリニューアルを行う場合は、その手法及び選択する理由を明記したうえで提案すること（なお、建て替え以外の手法を選択する場合は、耐震改修をはじめ、各種法律・規則等に則した内容とする必要がある）。

(2) 北斜面ロッジ建て替えによる建築条件

ア 現在の北斜面ロッジは、都市計画法による市街化調整区域内にあるが、ロッジの建て替えにあたっては、下記の建築条件であれば、新たな開発許可の申請がなくても建築可能となる。

・建築場所

同一敷地内および隣接する敷地（※藻岩下 1991-1 または藻岩下 1991-3, 4）

・延床面積

現状の延床面積の 1.5 倍まで（※2,709.9 m²まで）

イ その他規制として、下記の制度に基づき許可基準を満たすこと。

・風致地区制度（第一種）

・緑保全創出地域制度（里山地域）

	高さ	建ぺい率	道路から 後退距離	隣地からの 後退距離	緑化率	平均地盤面 高低差	樹林地率 保全樹林地率
ロッジ	10m 以下	30%以下	3m 以上	1.5m 以上	50%以上	6m 以下	50% 以上

4.3 リフト

(1) リフトのリニューアルに係る条件

- ア リフトのリニューアルは事業者が行い、その費用を負担すること
- イ 具体的な更新手法や時期等については(株)りんゆう観光と協議すること

4.4 補助制度

スキー場インフラの整備等に対して、観光庁や札幌市の補助が受けられる場合がある。令和5年度の補助制度は下記ホームページを参照。令和6年度以降については未定。
観光庁 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/snowresort-kentou.html>

5. 札幌藻岩山スキー場の運営に係る条件

- (1) 事業者が札幌藻岩山スキー場の運営主体となり、リフト・レンタル・レストラン・スクールの各事業の運営を担うこと。
- (2) リフト事業については運行・維持管理について(株)りんゆう観光と連携すること。
- (3) スクール事業については、スキー学習支援やバッジテスト運営の観点から、公益財団法人札幌スキー連盟と協議すること。
- (4) 藻岩山スキー場管理運営協議会（【資料集】資料1「札幌藻岩山スキー場新運営体制移行（案）」P13参照）の運営を担うこと。

6. 企画提案を求める事項

「3. 札幌市における札幌藻岩山スキー場の運営コンセプト」「4. 札幌藻岩山スキー場の土地・施設に係る条件」「5. 札幌藻岩山スキー場の運営に係る条件」を踏まえ、以下の項目について企画提案書を作成すること。

- (1) スキー場に関する業務実績
- (2) 札幌藻岩山スキー場の運営方針（市民スキー場・観光拠点の考え方）
- (3) 地域経済への貢献
- (4) 施設リニューアルの考え方
- (5) 各事業（リフト・レンタル・レストラン・スクール）の運営手法
- (6) 持続可能な運営体制（資金計画・収支計画・集客策等）づくりについて
- (7) 上記(1)～(6)以外の独自提案（提案がある場合）

7. 事業者の募集に関する事項

7.1 募集方式

札幌藻岩山スキー場の運営への参画を希望する事業者から、札幌市が示す条件に沿った事業計画等の提案（プロポーザル）を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら、最優秀提案者の選定を行う。

7.2 募集要項の配布

募集要項及び附属図書（様式集・資料集）の配布は札幌市スポーツ局スポーツ部ホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/sports/moiwa.html>）（以下「市ホームページ」という。）の公表をもって代える。なお、募集要項及び附属図書については、本事業者募集の目的以外には使用しないこと。

7.3 募集要項に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

2024年（令和6年）2月22日（木）～2024年（令和6年）2月29日（木）
17時まで

(2) 質問受付方法

事業者募集に関する質問書【様式1】に記入の上、事務局あてE-mailにより提出すること。

なお、E-mailの件名を「【札幌藻岩山スキー場事業者募集】質問書 ●●」（●●は事業者名）とし、ファイルを添付して送付すること。

(3) 回答の公表

質問に関する回答は市ホームページで公表する。回答公表日は2024年（令和6年）3月6日（水）を予定している。

また、回答の公表をもって、本募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足などとする。なお、質問の際、事業者名の記載がない場合、または、意見表明と解されるものについては回答しないことがある。

回答にあたって、質問を行った事業者名などは公表しない。

7.4 応募者の資格

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、単独の法人又は共同事業者とする。

イ 共同事業者を構成する法人は単独で応募することはできない。また、他の応募の共同事業者の構成員となることもできない。

ウ 応募提案資料提出後、共同事業者の構成員の変更および追加は、原則として認めない。

エ 共同事業者は、構成員との調整を行うとともに、札幌市との協議において窓口となる代表事業者を定めること。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、以下のア～イの要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による応募の場合、アは全ての構成員が満たすこととし、イは共同事業者総体で満たさなければならない。

ア 次のいずれの項目にも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りではない。

(イ) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（計画認可決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者。

(エ) 市区町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者。

イ 提案した計画の実施（管理・運営など）に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。

7.5 応募予定者登録手続き

(1) 登録方法

応募を予定する単独の法人又は共同事業者は、事前に来庁日時を事務局に電話連絡のうえ持参又は郵送（特定記録郵便、期限必着）により下記(3)に示す登録申請書類を事務局に提出すること。

なお、この応募予定登録者のみが応募提案書を提出できる。

(2) 登録受付期間

2024 年（令和 6 年）2 月 22 日（木）～2024 年（令和 6 年）3 月 19 日（火）

※持参の場合の受付時間は 9 時 00 分～17 時 00 分（土、日、祝日は除く）

(3) 登録申請書類

応募予定者は、以下の書類を提出すること。

ア 応募予定者登録申込書【様式 2-1 又は様式 2-2】 A4 判縦 1 部

イ 法人概要・事業経歴書【様式 3】 A4 判縦 1 部

※札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、下表に記載の必要書面も提出すること。

※各様式の記載方法及び内容等については、「様式集」を参照すること。また、提出にあたっては7.6(4)応募資料に関する留意事項を参照すること。

＜札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書面＞

内容	大きさ	部数
① 法人登記履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内の原本に限る)	A4判縦	1部
② 法人の経営状況等を説明する書類 ・前3事業年度の会社法に定める計算書類及び連結計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)並びに附属明細書又はこれらに相当する書類 ・上記に加え、キャッシュフロー計算書を作成している法人は前3期分の計算書 ・前3事業年度の事業報告又はこれらに相当する書類 ・有価証券報告書(上場企業の場合)又はこれらに相当する書類 ・前3事業年度の税務申告書(修正申告がある場合は修正申告書を含む) ・勘定科目内訳書(法人税申告書添付)	A4判縦	各1部
③ 納税を証明する書類等 ・市区町村税の納税証明書 本募集要項の配布開始日以降に発行された、課税されているすべての項目について未納がない旨の証明書(契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」とする。) ・消費税及び地方消費税 ・法人税 本募集要項の配布開始日以降に発行された、未納がない旨の証明書(その3の3)(本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書) ※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書【様式4】を提出すること。	A4判縦	各1部
④ 誓約書【様式5】	A4判縦	1部

(4) 応募予定者登録書類の受理

事務局は登録申請書類を受理したことを証するため、応募予定者登録申込書に押印し、受付番号を記載の上、書類提出者にその複写を交付する。

(5) 応募資格審査

応募資格審査は、提出された登録申請書類について、7.4に示す応募者の資格を満たしていることを事務局が確認する。

応募予定者が資格を満たしていないことが明らかになった場合は一次審査を受ける資格を喪失するものとする。

なお、事務局がそれらを判断しがたい場合は、応募予定者に確認を求める場合がある。

(6) 事業評価資料の交付

事務局は7.4に示す応募者の資格を満たしていることを確認した場合は、書類提出者に「札幌藻岩山スキー場事業評価資料」を交付する。

(7) 応募予定者登録の変更

応募予定者登録申込書に記載された代表事業者の変更は原則として認めない。ただし、共同事業者で応募予定者登録をした場合、応募提案資料提出前の、代表者以外の構成員については変更を可能とする。構成員の変更がある場合は、**応募予定者登録構成員変更届出書【様式2-3】**を事務局へ提出すること。

なお、登録内容変更の申出の期限は、2024年（令和6年）5月10日（金）までとする。

(8) 応募予定者登録後の辞退

登録を辞退しようとする場合は、**応募取下届【様式8】**を事務局に届け出るものとする。

(9) 登録者名の扱い

登録者名は一切公表しない。

(10) 費用の負担

登録申請に要する一切の費用は応募予定者の負担とする。

7.6 応募提案資料の申込

(1) 申込方法

事前に来庁日時を事務局に電話連絡のうえ持参又は郵送（特定記録郵便、期限必着）により下記（3）に示す応募提案資料を事務局に提出すること。

(2) 申込期間

2024年（令和6年）2月22日（木）～2024年（令和6年）5月10日（金）

※持参の場合の受付時間は9時00分～17時00分（土、日、祝日は除く）

(3) 応募提案資料

応募提案資料は、以下の書類を提出すること。なお、各様式の記載方法及び内容等については、「様式集」を参照すること。また、提出にあたっては7.6(4)応募資料に関する留意事項を参照すること。

内容	大きさ	部数
① 応募申込書【様式6】	A3判横	2部
② 構成員一覧表（共同事業者の場合のみ）【様式7】	A4判横	2部
③ 企画提案書(様式自由、A3判横、片面印刷)	A3判横	2部

(4) 応募資料（登録申請書類・応募提案資料）に関する留意事項

- ア 詳細は「様式集」を参照すること。
- イ 応募資料は、審査の過程で必要に応じて事務局で複写して使用するため、複写しやすい仕様にする。具体的には以下の点に留意すること。
 - (ア) ホチキス止めをせず、必要に応じてクリップなどでまとめる。
 - (イ) すべて片面印刷とする。（パンフレットなどは除く。）
- ウ 応募提案資料については、【様式6】を1ページ目として、総ページ数と当該ページ数を各頁の下部中央に記す（例：3／5）。

(5) 応募にあたっての留意事項

- ア 複数提案の禁止
応募提案資料は、一登録者一提案とする。
- イ 費用の負担
応募提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ウ 使用言語及び単位
提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- エ 禁止事項
事務局に属する職員及び選定委員会の委員から、協力、助言など（以下、「協力等」という。）を受けることは一切できない。
- オ 応募提案資料などの取扱い
 - (ア) 著作権は応募者に帰属する。
 - (イ) 登録申請書類を含めて、札幌市（選定委員会を含む）が知り得た事項のうち、審査結果の公表やその他札幌市が必要と認める場合を除き、原則としてその内容を他に漏らさないものとする。なお、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどの理由で非公表を希望する者については、事前に申し出ることとする。

- (㍑) 応募者から提出されたものは、一切返却しない。
- (㍒) 提出後の応募提案資料などの変更は、原則として認めない。ただし、誤字などの修正はこの限りとししない。

8. 事業者の選定に関する事項

8.1 選定委員会の設置

札幌市は最も優れた企画提案等を選定するため、外部委員及び札幌市職員で構成される「札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。なお、応募者が一社であっても選定委員会を開催することとし、審査の結果「最優秀提案者なし」、「次点提案者なし」とする場合がある。

選定委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、審査結果の公表までは明らかにしない。また、応募者の企業秘密及び知的財産などを保護する観点から選定委員会の運営及び議事内容も非公開とする。

8.2 優先交渉権者等の決定等

札幌市は、委員会の選定を受けて、最優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次順位優先交渉権者として決定する。札幌市は、優先交渉権者との交渉が整わない場合及び優先交渉権者とその資格を喪失した場合、次順位優先交渉権者と交渉する。

8.3 選定方法

応募提案資料等を基に、下記の手順に沿って審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 書類審査

提出された応募提案資料などを審査項目に基づき審査、採点を行う。

また、応募者が5者を超える場合、二次審査への対象者を5者程度に絞ることができるものとする。

なお、提案内容が本募集要項で求めた条件と明らかに相違している場合は審査の対象としない。

イ 一次審査結果の通知

一次審査終了後、審査結果を応募者に個別に通知する。

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

一次審査を通過した者に対して、企画提案等についてヒアリングを実施し、審査項目に基づき審査、採点を行う。なお、二次審査までの期間中、提案内容について個別質問や補足資料の提出を求める場合がある。

開催などの実施要領については別途通知する。（2024年（令和6年）5月下旬開催予定）

8.4 応募資格の喪失

次の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、その時点で、札幌市は応募者の資格を喪失させるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画提案の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

8.5 審査方針及び審査項目

応募提案資料等の内容について、次の審査方針及び審査項目等に基づき、選定委員会において審査を行う。

なお、本募集要項に規定する諸条件に合致しない提案、または、前項の応募資格を喪失した者の提案は審査対象としない。

(1) 審査方針

応募された提案の審査は、次ページの全ての審査項目について、実現性・継続性も考慮した総合評価で審査する。

(2) 審査項目及び審査の観点

審査項目		審査の観点	配点
① 知識・経験等			
スキー場に関する業務実績		・スキー場の運営またはスキー場に関連する業務実績があるか	10
② 運営方針・地域貢献			
運営方針	市民スキー場	・札幌市が求める藻岩山スキー場のコンセプト（市民スキー場・観光拠点としての考え方）に合致した内容となっているか	10
	観光拠点		10
地域経済への貢献		・地元雇用の創出など、地域経済の活性化に資するものか	10
③ 事業計画等			
施設リニューアルの考え方		・施設（北斜面ロッジ・リフト）更新の手法について、札幌市が示す条件に沿った内容となっているか ・リニューアル後の施設は藻岩山スキー場の利便性・魅力の向上に資するものとなっているか	20
各事業の運営手法		・リフト・レンタル・レストラン・スクール事業の運営手法が適切なものとなっているか	20
持続可能な運営体制づくりについて		・資金計画や収支計画、集客に向けた具体的な取り組みなど、藻岩山スキー場の持続可能な運営を行う十分な能力があるか	20
④ 独自性			
独自提案		・①～③のほか、提案者の独自提案が独創性・実現性があり、実効性が期待できるか	10

(3) 審査方法

各委員が前記審査項目により総合的に評価を行い、委員全員による評価の平均点数で審査を行う。なお、委員による評価の平均点が満点の6割を超えない場合は落選とする。

審査の結果は、平均点（110点満点）が最も高いものを最優秀提案者（優先交渉権者）とする。また、次に平均点が高いものを次点提案者（次順位優先交渉権者）とする。

なお、合計点が同点の場合は、最高得点と評価した委員が多いものを優先して決定する。

8.6 選定結果の通知

審査終了後、選定結果等については、各応募者に通知する。

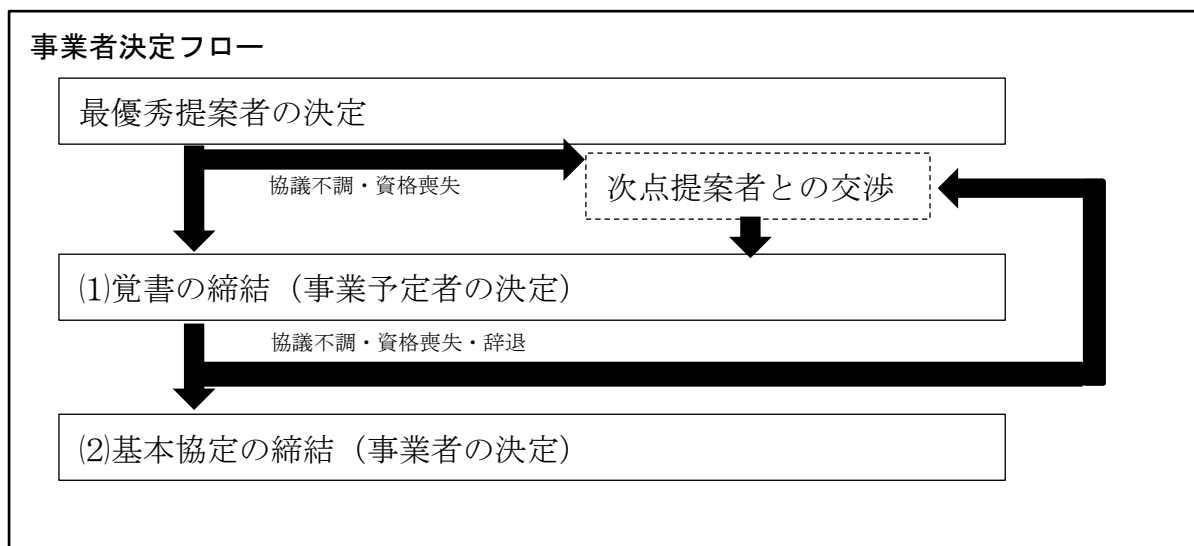
なお、選定理由・結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じない。

8.7 選定結果の公表

選定結果（最優秀提案者及び次点提案者）の入選案は札幌市ホームページで公表する。

9. 事業者決定に関する事項

9.1 事業者決定の流れ



(1) 覚書の締結

札幌市は、最優秀提案者（優先交渉権者）及び株式会社りんゆう観光との3者で協議を行い、事業予定者決定に関する覚書（資料2）の締結により、事業予定者を決定する。本覚書の締結時期は、最優秀提案者決定後、速やかに行うことを予定（2024年（令和6年）5月下旬）している。なお、最優秀提案者との協議が不調となった場合などにおいては、次点提案者（次順位優先交渉権者）と協議する場合がある。

(2) 基本協定の締結

事業予定者は、基本計画書を作成し、札幌市及び株式会社りんゆう観光との3者による、札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に向けた必要な事項等を定めた基本協定を締結する。なお、基本計画書は、覚書の締結日から10か月（2025年（令和7年）3月頃）を超えない期間において作成するものとする。また、その内容については応募提案資料に基づき作成することとする。

基本協定の締結をもって、事業予定者を事業者として決定する。

事業者は、協定締結後速やかに札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に着手するものとする。

なお、基本協定が締結された時点で、札幌市は次点提案者に対し文書で通知を行い、次点提案者はその地位を喪失するものとする。

基本協定の概要は以下のとおりとする。

ア 基本計画書

イ 藻岩山スキー場の施設リニューアル工程、事業運営などに関する具体的な条件

ウ その他札幌市が必要と認めるもの

9.2 事業予定者との協議が整わない場合の措置

(1) 協議が不調の場合

事業予定者決定に関する覚書の締結から、覚書で定めた期間内に札幌市がやむを得ないと認める場合を除き、事業予定者との協議が整わず、基本協定が締結できない場合は、協議を終了し、札幌市は事業予定者の地位を一方的に喪失させることができるものとする。

このほか、本契約締結までの間に事業予定者が8.4に示す応募資格の喪失に示すいずれかの事項に該当した場合、事業予定者の地位は喪失するものとする。

(2) 事業予定者が自ら辞退した場合

事業予定者自らが辞退した場合は、事業予定者の地位を喪失し、地位の譲渡はできないものとする。

なお、共同事業者の代表事業者又は構成員から辞退の申し出があり、札幌市が残る構成員で事業を履行できないと認める場合には、事業予定者の地位を一方的に喪失させる場合がある。

(3) 次点提案者との協議

上記(1)、(2)のいずれかの事由により事業予定者がその地位を喪失した場合、札幌市は、次点提案者と事業予定者決定に関する覚書の締結に係る協議を行う。

9.3 協議に係る留意点

事業の推進に向けて必要な調整及び諸手続きについては、事業（予定）者の責任と費用で行う。

9.4 届出義務

事業者は、会社更生法に基づく更生手続開始や民事再生法に基づく再生手続開始などの申立てがあった場合のほか、称号、住所又は代表者などに変更が生じたときは、直ちに市に届け出るものとする。